

建設工事に係る随意契約ガイドライン

一宮市総務部契約課

本ガイドラインは、随意契約事務に関する透明性・競争性の確保及び事務処理の円滑化を目的とし、法令等別に定めるもののほか、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）に必要な標準的な考え方を示すものである。

随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済の合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理、記録しなければならない。

本ガイドラインの対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）とする。

*注釈

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当でないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結まで許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。（地方財政法第4条第1項、地方自治法第2条第14号）

1. 令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が一宮市契約規則で定める額を超えないものをするとき。

契約の種類	予定価格（税込み）
1. 工事又は製造の請負	130万円以下
2. 財産の買入れ	80万円以下
3. 物件の借入れ	40万円以下
4. 財産の売払い	30万円以下
5. 物件の貸付	30万円以下
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下

◎ 見積書の取扱い

2者以上から見積りを徴さなければならない。ただし、令第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号、一宮市契約規則第55条第1項ただし書のいずれかに該当する場合は、1者からの見積りで処理することができる。

2. 令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、一宮市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア. 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

イ. 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ウ. 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ. ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア. 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事に施工させなければならない本工事

イ. 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ. 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【一般的事例】

- 特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる工事
- 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、履行可能な者が特定される工事
- 法令等の規定により履行できる者が特定される工事
- 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術（設計・製作基準や設計・製作図等（一般的には社外秘））に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような設備、機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事
- 既設部分と密接不可分の関係（既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮する関係）にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改良（改修）、補修（修繕）等の工事

- 文化財等の調査、発掘、補修等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
 - コンペ方式やプロポーザル・デザインビルド方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事
 - 国、他の地方公共団体、その他公共団体と直接契約をするとき
- ◎ 見積書の取扱い
- 1者からの見積りで処理することができる。
- ただし、経費の積算においての業者の見積りは、比較検討するため、2者以上から見積りを徴するものとする。

3. 令第167条の2第1項第3号

次に掲げる施設等から市の規則で定める手続により物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約をする場合。

(1) 次に掲げる施設等において製作された物品の買入れる契約をするとき。

- ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設
- イ. 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）
- ウ. 前記ア. イの施設に準ずるものとして総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者
- エ. 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）

(2) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

- ア. 障害者支援施設
- イ. 地域活動支援センター
- ウ. 障害福祉サービス事業を行う施設
- エ. 小規模作業所
- オ. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシ

ルバー人材センター

カ. 前記ア～オの施設に準ずるものとして総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

4. 令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令（地方自治法施行規則第 12 条の 3 の 2）で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

5. 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合

【一般的な事例】

- 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ・ 海岸・河川において堤防が崩壊した場合の応急工事
 - ・ 道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事
 - ・ 地すべり等の災害に伴う応急工事
- 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ・ 水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
 - ・ 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持するうえで、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事
- 供用施設の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合に係る応急工事
 - ・ 水道・下水道施設・河川施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生、もしくは発生する恐れのある場合に行う管渠の応急工事

- ・ 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらす恐れのある場合に行う応急工事
- ・ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
- 災害の未然防止のための応急工事
 - ・ 堤防崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大する恐れのある場合の応急工事
 - ・ 交通事故等で二次災害を防止するための応急工事

***注釈**

災害時、競争に付す時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきでない。

- ◎ 見積書の取扱い
 - 1者からの見積りで処理することができる。

6. 令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【一般的な事例】

- 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
 - ・ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ・ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合。
 - ・ 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ・ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事に施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全、円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合。
 - ・ 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ・ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

- 施工中の請負者自体の事情により施工できなくなったことによる残工事で、早急に着手しなければ、市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるためと認められる工事

***注釈**

令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号は、見積相手方が 1 者となる場合があり同項第 2 号と接近していると見受けられるが、同項第 2 号がその者しか履行できない場合であるに対し、同項第 6 号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

◎ 見積書の取扱い

1 者からの見積りで処理することができる。

ただし、経費の積算においての業者の見積りは、比較検討するため、2 者以上から見積りを徴するものとする。

7. 令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案して、明らかに有利であるといえる価格をいう。

しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、品質等確保の観点からその適用については、きわめて慎重な判断が必要となる。

【一般的な事例】

- 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争を付した場合より著しく有利な価格で契約することができるためと認められる場合
- 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争を付した場合より著しく有利な価格で契約することができるためと認められる場合

◎ 見積書の取扱い

2 者以上から見積りを徴さなければならない。

8. 令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件は変更することができない。

「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、それ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである。

しかしながら、本市では「競争入札に付し入札者がいないとき」には、再度公告入札を原則とし、急迫した事態の場合に限り令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号を適用している。まず

一般競争入札においては資格要件の緩和又は設計・積算の見直しを、指名競争入札においては指名替等を検討した上で、同号の適用を判断することになる。

なお、国においては、国土交通省通知により、不落随意契約は原則廃止するという運用が執り行われている。(平成 17 年 8 月 29 日国地契第 46 号 国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳正化について」)

*注釈

令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき）、直ちにその場で行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうち予定価格の制限に達しないものがないときのほか、入札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後改めて入札を行うことをいう。

◎ 見積書の取扱い

「入札者がないとき」は、時間的余裕があれば、他の業者により競争入札をさせるべきであり、余裕がない場合は随意契約を行うことになる。この随意契約の相手方は、原則として入札参加意思がなかった者以外の者とし、その見積りについては、1 者とすることができる。

「再度の入札に付し落札者がないとき」は、最低の入札価格を入れた者に見積書の提出を求める。この場合において、最低の札を入れた者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。

予定価格に達しない場合は、指名業者の変更又は設計内容を変更のうえ、再度、競争入札を行うこととなる。

以上のことから、その見積りは、1 者とすることができる。

9. 令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号

落札者が契約を締結しないとき。

落札金額の制限内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続をしないことをいう。

令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号との相違は、同号が落札決定前であり予定価格の制限内となることに対して、同項第 9 号は落札決定後であり落札者と合意された価格があるため落札金額の制限内でなければならないということである。

契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）とは、契約書に甲乙の記名押印が完了し、契約を確定させることをいう。

【一般的な事例】

- 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約に応じない場合
- 競争入札において落札したにもかかわらず、落札決定後に指名停止措置となる等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合

◎ 見積書の取扱い

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。

予定価格の制限の範囲内の価格の入札者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者）全員が、落札価格に達しない場合は、指名業者の変更又は設計内容を変更のうえ、再度、競争入札を行うこととなる。

以上のことから、その見積りは、1者とすることができる。

<参考>

一宮市契約規則

（随意契約の限度額）

第54条 令第167条の2第1項1号の規定により随意契約によることができる契約は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額以下のものとする。

（予定価格の決定）

第54条の2 令第167条の2の規定により随意契約しようとするときは、あらかじめ第43条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、設計金額が130万円を超えないものについては、この限りでない。

2 物品の購入については、統制品その他特に販売価格の定まったもの又は契約担当課長において必要がないと認めるものについては、前項の予定価格を省略することができる。

（見積書の提出）

第55条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者に見積書を提出させなければならない。ただし、1件の金額が10万円以下のもの、20万円以下の修繕その他特に市長が認めるものについては、この限りでない。

2 第32条から第34条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

（見積書提出の省略）

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書の提出を省略させることができる。

- (1) 国（公社及び公団を含む。）、地方公共団体又はその他の公法人与契約を締結するとき。
- (2) 物品の購入については、統制品その他特に販売価格の定まったもの又は契約担当課長において必要がないと認めたとき。